平成２３年（フ）第６２０号
神奈川県藤沢市天神町２丁目16番地の１　第５サンハイム天神301号室
債務者　越川　　卓
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２７号
神奈川県藤沢市亀井野3304番地　亀井野団地アパート３―204
債務者　菅原　賤江
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
和歌山県新宮市蜂伏11番28号
債務者　瀧谷　晶子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１２８号
岡山県倉敷市児島柳田町374番地34、申立時の住所岡山県玉野市玉原２丁目20番20号
債務者　綱井　康裕
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６号
岡山県倉敷市児島柳田町355番地１　シルバーケアハウス
債務者　笹川　久男
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９号
東京都三鷹市牟礼７丁目４番31号古判塚マンションＢ304
債務者　山下　博之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３０号
横浜市青葉区奈良５丁目４番地１　レーベンスラウム201
債務者　白田ヤエコ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９号
愛知県豊田市逢妻町２丁目39番地、旧住所愛知県豊田市鴛鴨町長根211番地
債務者　美食酒舎なり田こと　成田　　清
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
愛知県豊田市常盤町２丁目32番地、旧住所愛知県豊田市四郷町下古屋57番地57
債務者　阿辺山祐輔
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７８８号
東京都多摩市東寺方３－１－１―501、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区明津123―12
債務者　須一　由香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２号
石川県七尾市下町庚部２番２地
債務者　松田　香織（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第７号
和歌山県新宮市別当屋敷町２番地の９
債務者　南　香帆里
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時40分　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第８７４号
東京都大田区大森本町２丁目２－１―818
債務者　臼井佐知子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３１号
東京都板橋区坂下２丁目25―６―201
債務者　吉岡みどり（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０９号
東京都台東区浅草３丁目32―３―501
債務者　伊達慎一郎
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時　東京地方裁判所民事第20部